

平成29年11月定例会 総務委員会（付託）

平成29年12月6日（水）

〔委員会の概要 経営戦略部・監察局関係〕

井川委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。（10時34分）

まず、昨日山田委員から質問がありました、とくしま記念オーケストラ事業関係のハイヤー代金につきましては、本日のマスコミで報道があり、昨日の県の答弁と相違があります。

そこで、委員長において、再度担当部において内容を調査し、本日の委員会に報告するよう申し入れておきましたので、御報告いたします。

それでは、議事に入ります。

これより、経営戦略部・監察局関係の審査を行います。

経営戦略部・監察局関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から追加提出議案について説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【追加提出議案】（資料①②）

- 議案第30号 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正について
- 議案第31号 知事等の給与に関する条例の一部改正について

【報告事項】

- 平成30年度に向けた経営戦略部の施策の基本方針について（資料③）
- 平成30年度に向けた監察局の施策の基本方針について（資料④）
- 平成30年度に向けた出納局の施策の基本方針について（資料⑤）

吉田経営戦略部長

11月県議会定例会に追加提出いたしました議案につきまして、お手元に御配付の平成29年11月徳島県議会定例会提出議案（追加）により、御説明いたします。

今回、追加提出いたしました案件は、議案第30号から第34号までの条例案5件となっております。以下、その概要を御説明申し上げます。

第30号、第32号から第34号の条例改正につきましては、本県の一般職の給与について、人事委員会勧告に基づき、改定を行うものであります。

第31号の条例改正につきましては、特別職の給料について、引き続き県内の景気動向を見極めるため、平成30年4月から平成31年3月までの間、減額措置を継続するものであります。

追加提出議案の全体状況の説明につきましては、以上でございます。

続きまして、経営戦略部・監察局・出納局関係の追加提出議案につきまして、お手元の総務委員会説明資料（その2）により、その概要を御説明申し上げます。

今回、提出いたしました議案は、条例案2件でございます。

説明資料1ページをお開きください。

1、その他の議案等といたしまして、条例案2件を1ページから3ページまで記載してございますが、内容につきましては、先ほど御説明申し上げたとおりでございます。

追加提出議案の御説明につきましては、以上でございます。

続きまして、経営戦略部から、1点御報告を申し上げます。

平成30年度に向けた経営戦略部の施策の基本方針についてでございます。

お手元の資料1を御覧ください。

経営戦略部では、一步先の未来を見据え、ヒト・モノ・カネ・情報の4本柱で、現在取り組んでいる施策を更に充実強化し、県庁強じん化を加速させたいと考えております。

まず1本目は、ヒトの部分「働き方改革の推進」についてでございます。

超過勤務時間数や職員の育児・介護負担の増加などの課題に対し、超過勤務時間数の見える化、管理職員のマネジメント強化などの対策を講じてきたところでございます。

平成30年度は、場所に縛られない働き方の推進をはじめ、四つの観点からそれぞれ取組を進めてまいります。

次に2本目の柱である、モノの部分「公共施設の戦略的・効率的な管理・運営」についてでございます。

老朽化の進行、未利用財産の増加などの課題に対して、各種計画に基づき対策を講じてきたところでございます。

平成30年度は、庁舎の改修等による機能強化の推進をはじめ、三つの観点からそれぞれ取組を進めてまいります。

続きまして3本目の柱である、カネの部分「強靱でしなやかな財政基盤の確立」についてでございます。

実質公債費比率が全国ワースト10位であること、安定的な財源確保が必要なことなどから、財政運営の羅針盤となる新たな基本方針により、知恵と工夫を凝らした歳入・歳出改革を推進しているところでございます。

平成30年度は、資金調達におけるマネジメント機能強化をはじめ、四つの観点からそれぞれ取組を進めてまいります。

最後に4本目の柱である、情報の部分「先端技術を活用した更なる情報発信」についてでございます。

活字離れが進む若者向けの情報発信対策やマイナンバーカードの活用などの課題に対し、県職員全体の情報発信力の強化などの対策を講じてきたところでございます。

平成30年度は、クロスメディア戦略による広報展開をはじめ、三つの観点からそれぞれ取組を強化してまいります。

こうした取組により、「県庁強靱化の加速に加え、地方創生をリードする進化する徳島モデル」を国内外に発信してまいります。

以上、平成30年度に向けた経営戦略部の施策の基本方針でございます。

経営戦略部の報告事項は、以上でございます。

御審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

相田監察局長

続きまして監察局から、平成30年度に向けた監察局の施策の基本方針につきまして、御報告をさせていただきます。

お手元の資料2を御覧ください。

監察局といたしましては、資料の左右それぞれの冒頭に記載しておりますとおり、「公平・公正な行政を推進するための取組」と「県民の意見等を施策に反映するための取組」の二つを軸としまして、具体的な施策を展開してまいりたいと考えております。

まず、資料の左側でございます。

1点目の監察業務の推進につきましては、定期監察や随時監察など重層的なチェックの実施により、不祥事の未然防止と再発防止を図り、職員の適正な職務執行を確保するとともに、公益通報制度について、職員に一層の周知を図り、できるだけ早期の相談や通報につなげてまいりたいと考えております。

2点目の情報公開・個人情報の適正な取扱いにつきましては、県が保有する情報の公開や積極的な提供など、情報公開を総合的に推進するとともに、県における特定個人情報に係る監査などを実施することにより、適正な取扱いを確保してまいります。

3点目は、農林水産団体等に対する検査の充実でございます。

団体の内部管理体制の強化や運営健全化を確保するため、課題別重点検査や早朝検査を組み合わせ実施するとともに、職員の検査スキルの向上を図ってまいります。

次に、資料の右側でございます。

1点目のすだちくんテラスを活用した情報発信につきましては、すだちくんテラス、南部・西部サテライト、県民ホールを活用した効果的な県政情報の発信を図ることとしております。

2点目の若者の県政参加の促進につきましては、若者を対象とした県政バスや県庁舎見学などの広聴事業を展開し、若者の積極的な県政への参加を促進したいと考えております。

3点目の県民からの意見・提言の活用につきましては、とくしま目安箱などに寄せられた県民の皆様からの御提言等をしっかりと受け止め、事業や施策への積極的な反映に努めてまいります。

4点目は、県政運営評価戦略会議による評価でございます。

第三者機関である評価戦略会議において、提案重視型の政策評価を実施することにより、県行動計画及び総合戦略の既存事業の見直しや新たな施策・事業の展開につなげてまいります。

監察局からは、以上でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

岸本会計管理者

続きまして、出納局から、平成30年度に向けた出納局の施策の基本方針を御報告させていただきます。

お手元の資料3を御覧ください。

平成30年度におきましては、厳正かつ効率的な出納業務の追求と働き方改革の実践を

テーマに、重点事項として3点取り組んでまいりたいと考えております。

まず1点目は、「会計事務の効率化に向けて!!」であります。

これまで、会計事務働き方改革ワーキンググループを立ち上げ、会計事務の効率化を進めてまいりました。さらに、各種マニュアル等を拡充し、各所属のチェック体制を支援するなど、会計事務の省力化、効率化に取り組んできたところでございます。

平成30年度は、会計事務働き方改革の実践につなげるため、最新のICT技術を使い、会計事務の更なる効率化への検証を行うとともに、ルーティン事務の省力化を図り、支払事務のスピード化により県民サービスの向上につなげてまいります。

2点目は、「工事検査の更なる効率化と検査結果の活用を!!」であります。

これまで、工事検査システムとタブレット端末の活用による工事検査のモバイルワークを推進するとともに、検査で得られた知見、創意工夫・改善事例等の蓄積に取り組んできたところでございます。

来年度におきましては、モバイルワークの更なる強化を図り、技術の集積と分析検索機能を強化し、検査で得られた知見を積極的に活用し、官民技術者の向上と良質な公共工事につなげてまいりたいと考えております。

最後に3点目は、「未収金の更なる削減へ!!」であります。

これまで、全庁的な未収金対策としまして、副知事をトップとする未収金対策委員会を設置し、新たな未収金削減計画を策定し、重点未収金9債権などの取組を強化してまいりました。

その結果、下段のグラフのとおり、平成28年度決算における未収金額は約44億3,000万円となり、全庁的な取組を始めました平成24年度と比較いたしますと約7億8,000万円を削減することができました。

来年度におきましても、全庁一丸となった取組を進めるとともに、職員のスキルアップを図るなどの対策を進め、県民負担の公平性と歳入確保に努めてまいります。

出納局からは、以上でございます。

どうかよろしくお願い申し上げます。

井川委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

樫本委員

まず、県職員の地方公務員法、公務員倫理条例の違反について、質問をしたいと思いません。

さきの事前委員会で、捜査の状況を見極めて対応したいというお話がございましたが、報道によりますと、既に11月27日に書類送検がされたということでございます。監察局また人事課では、どのような状態にあるのか、この事実確認をされていると思うのですが、御報告を頂きたいと思います。

梅田経営戦略部次長

樫本委員から、地方公務員法違反の疑いに関する事実確認の状況について、御質問を頂いております。

まず、職員から、地方公務員法の守秘義務違反の疑いで警察から事情聴取を受けているとの報告を受けまして、県土整備部において、本人から事情聴取を行っております。

その後、書類送検をされたという報道を受けまして、人事課においても本人から事情聴取を実施したところでありまして、県土整備部と連携しながら詳細な事実関係の把握に努めているところでございます。

樫本委員

県土整備部と事実確認を連携しながら、今進めているところというのですが、現在分かっているところ、マスコミ報道で大体は分かるのですが、これ以外のことが分かっているならば、もう少しその中身について教えていただきたいと思っております。

梅田経営戦略部次長

確認している事実についての御質問でございます。

委員からお話がありましたように、県民の疑念の払拭ということを考えますと、お答えをしていかなければならないと考えているところでございますけれども、現在、事実確認中であるということから、これまでに確認できた点について御説明させていただきます。

まず、これまでの経過でございますけれども、職員から11月7日に警察から事情聴取を受けたと。その後、複数回、事情聴取を受けたということを確認しております。そして、先ほどお話がありました書類送検については、職員には知らされていないということで、マスコミ報道、それから昨日の公安委員会の答弁で11月27日に書類送検されたという状況を確認しております。

内容としましては、東部県土整備局徳島庁舎において、平成28年に発注した徳島市内の工事において、施工体制調査の日程を事前に業者に伝えたということについて確認しております。

樫本委員

施工体制は報道によると、現場には現場代理人が常駐しなくてはならないということになっているのですよね。調査は、3,500万円以上の工事などが対象となると。しかし、その情報をどういうふうにして入手したのか。情報の入手経路が分かりにくいということをして11月28日の地元紙に書いてあったのですが、記事を見るとどうもその情報の管理がずさんなようにも書いてあるんです。

つまり、ホワイトボードに行き先を書いてある。それでは、第三者が見たらすぐ分かるわけで、やはり情報が余り出ないようにしないといけない。簡単に情報を入手し得るようになっているんですね。そこらが問題だと思うのですが、県土整備部では、これは今後、改める方向で人事課のほうと調整はやっていますか。

梅田経営戦略部次長

工事施工体制調査の日程が事前に漏れたのは、なぜかというふうな御質問であろうかと思えます。職員から聞き取っておる情報としては、調査員の調査前の工事担当者とのやり取り、それから当日の出張情報から類推したというふうな話を聞いております。

人事課としましては、職員管理の観点から現在、事情聴取を行っております。先ほど委員からお話がありました施工体制調査については、県土整備部のほうにおいて、現在詳しい状況について事実確認を行っているところでございますので、連携しながらこの問題については取り組んでいきたいと考えております。

樫本委員

これは、余りにも情報管理が悪すぎる。その業者と以前からお付き合いがあって、いろんな贈答品をもらったり接待も受けたりしていることが書いてある。そうしたら、この当該職員が調査に行く本人でなくても意識的に気を付けていれば、情報を簡単に仕入れることができ漏らすことにつながっていったと思うんです。

そういう状況をつくってあること自体が、管理がずさんです。それは、しっかり県土整備部を指導しないといけないと思いますが、どうでしょうか。

梅田経営戦略部次長

樫本委員から御指摘を頂いた点については、先ほども御答弁申し上げましたように現在、詳しい状況、事実確認を行っている状況でございます。確認が終わりまして、不適切な点が当然あるかと思っておりますので、そのあたりについては連携を図りながら、正してまいりたいと考えてございます。

樫本委員

そうしたら元に返って、この施工体制調査の日程を決めるのは、どういうプロセスで、誰が決めるのか。そして、調査に行く人は2人いるんですね。これは、同時に2人で調査に行くのか、1人で行くのか。

梅田経営戦略部次長

施工体制調査の状況につきましては、先ほども御答弁申し上げましたとおり、県土整備部のほうで詳しく確認しております。

調査体制についても、人事課として現在、県土整備部から聞いておりますのは、調査員については、原則2名体制で行うという点については聞いておりますが、そのほかの詳しい状況については分かりかねる状況でございます。

樫本委員

県土整備部で対応するのでは逃げ腰の話になり、これは県土整備部だけに任せておいてはいけません。きちんと監察局も人事課も強い関心を持って、公務員の倫理規定はきちんと守らせないといけない。そうしないと、県民の県政に対する疑念というのは払拭されないと思いますので、県土整備部としっかりと連携しながら、県土整備部を指導する立場のような感じで、守秘義務を守るようにやってもらわないといけないと思います。引き続き、

県土整備部と十分に連携して事実確認の把握に努めていただきたいと、強く望むわけでは

す。
次に、10年ほど前から、県の調査予定を漏えいしていた建設会社から、中元や歳暮を受けていたと。そして2005年頃から飲食の接待も受けたり、数万円から10万円程度の現金も受けていたということも報道されているんですが、この事実関係は本人から聞き取りができていますか。

梅田経営戦略部次長

中元や歳暮を受け取ったという一連の報道に関して、内容について御質問いただいております。

これらの事案につきましては、当該職員から事情聴取をするというのは当然のことでありまして、それは裏付けを含めて事実確認を慎重に行う必要があると考えております。そうしたことから、様々な方策というのを現在検討している状況でございます。

県におきましては、警察や検察のように捜査権限がないという状況でございますが、事実確認を行う上で限界があるかと考えておりますが、事実の把握に向けまして、できる限りのことをしていきたいと考えております。

樫本委員

そうしますと、11月14日の新聞報道ですから既に20日ぐらいになり段々と事実確認がなされ、この事件で分かってきたのは、5月の国府の土地改良区の問題から端を発しているということです。相当時間がたっているから、うわさの中では出てきていたはずなんです。情報として、把握してなかったらおかしいと思うんです。それが余り進んでないのかと、ちょっとのん気であったのではないですか。そこらを心配します。

それから、県土整備部と連携して事実確認を行っているところだということですが、事実確認ができれば公表していただけますか。

梅田経営戦略部次長

事実確認をした内容の公表について、御質問を頂いております。

公表につきましては、平成20年5月に不祥事再発防止策の一つとして改正をいたしました、知事部局に勤務する職員の懲戒処分等に関する公表基準におきまして、原則として、事案の概要、該当職員の所属する所属名、当該職員の職名、年齢及び性別、処分の内容、処分年月日につきまして、被害者又はその関係者のプライバシー等の権利・利益を侵害するおそれがある場合等を除きまして、懲戒処分は全て公表することとしております。

こうしたことから本事案につきましても、懲戒処分を行った場合については、この基準に基づきまして、速やかに公表してまいりたいと考えております。

樫本委員

分かりました。懲戒処分になる場合は、速やかに公表すると。それで、懲戒処分に至らなかったら公表をしないということですか。

梅田経営戦略部次長

懲戒処分がない場合の公表について、御質問を頂いております。

現在、事実確認中でありまして、その確認された内容にもよるところでございますが、人事課が事案を公表する場合の基準につきましては、先ほど申し上げました公表基準しかないという状況でございますので、この基準に基づきまして、適切に対応してまいりたいと考えてございます。

樫本委員

これは、県民の疑念を払拭するためにも厳正な対応をするとともに、公表は早くすべきだと思います。公表は、いつ頃できますか。

梅田経営戦略部次長

公表の時期について、御質問を頂いております。

県民の疑念を払拭していくということで、オープンな県政の運営のため、県民への公表は可能な限り速やかに行うべきと考えております。

一方で、県職員であっても懲戒処分に相当する非違行為の場合につきましては、事実確認を十分行った上で公表しなければ、個人の人権侵害の問題にもなりかねないと考えているところもございます。

県には捜査権がない中で事実確認をしている状況でございますが、捜査権のあります検察のほうは起訴、不起訴を決定するために、関係者の取調べでありますとか証拠品の捜査、差押え、その分析・検討など緻密な捜査を行っている状況でございますので、その判断を待って厳正に対処していきたいと考えております。

樫本委員

この事案は、収賄が5年ですから既に時効になっている部分もあるのですが、倫理違反というのがごく最近のことですから、しっかりと公表すべきと思います。なかなかこの事案は幅が広いですよ。やっていることが非常に厳しいと思います。

それから、11月27日に書類送検されて今検察の段階で、いろいろと警察が調べているだろうと思うのですが、もう相当時間がたっておりますし、こういうことが再発しないような方向性も考えていかななくてはならない。今どういう状況にあるんですか、今どの段階にあるのですか。

梅田経営戦略部次長

現在の状況ということで頂いております。先ほど委員からもお話がありましたように、この事案につきましては、書類送検されている状況でありますので、検察において捜査が進められているのではないかと考えております。

一方、県におきましては、人事課、県土整備部のほうで当該職員をはじめ、関係部署、関係者の事情聴取についても検討している状況でございます。

樫本委員

この事案というのは、今まだ疑いの状況だとおっしゃりたいんだと思いますが、既にマスコミ各社が大きく取り上げて、県民の疑念は非常に深いものがあることは明らかでございます。

先ほども答弁でございましたが、県には捜査権がないというのは、よく分かっております。この疑念を速やかに払拭するためには、何よりも事実関係を早く把握して、処分を適正、適切にすべきであります。そうしないと、ますますこういうことは広がりつつある、職員に緊張感がなくなってくる、そのことを肝に据えて、早く県民に見える形で処理していただきたい。

そして次に向けて、いわゆる公務員の倫理条例をきちんと皆さんが守られて、県民から信頼される県職員であるべきで、そういう姿を取り戻していただかなくてはなりません。これは当然のことで、県民が皆さん方の職務を遂行するために納めた血税で県の事業は実施されているわけですから、そのところをよく見極めて心してやっていただきたい。

こういった問題に対して今までもたくさんの不祥事がありました。こういう事案について経営戦略部の部長として、今後こういうことが起こらないように決意を述べていただきたいと思います。

吉田経営戦略部長

本件の発生を踏まえ、県民の皆様の信頼回復に向けてどのように取り組むのかという御質問を頂きました。

今後、県民の皆様の疑念払拭のために、しっかりとかつ丁寧に事実確認を進めさせていただきまして、警察の判断、本人から聴取した内容等々を総合的に勘案した上で、厳正に対処してまいりたいと考えております。

また、先ほどの質疑の中で、情報管理の在り方について御指摘もございました。そういった情報管理の在り方も含めて、コンプライアンスの徹底を今一度しっかりと徹底すべく、本当に繰り返し繰り返しになりますけれども、コンプライアンスの確立に向けて丁寧に取り組む、職員一人一人の意識改革を各部局としっかりと連携しながら、どこの部署の仕事ということではなくて県庁全体として、緊張感を持って取り組んでまいりたいと思います。

樫本委員

県民の疑念を速やかに払拭するためには、スピード感を持って、この問題の解決、公表、そして処理に努めていただきたい。

山田委員

私のほうからもその問題で、事前委員会でも聞いたのですけれども、今回も中心的に聞いていきたいと思っております。

先ほど樫本委員も人事課へ聞かれたが、実は通報があったら監察局になるという仕組みになっているらしいです。だから、今日の監察局の報告にあった基本方針では、公平・公正な行政を推進するための取組ということが入ってます。

人事課のほうの認識については一応聞きましたけれども、監察局としてはこの問題につ

いて、どういうふうに認識をされているのか。通報はなかったものの、そういう点について、まずお伺いいたします。

近藤監察局次長

この度の公共工事の施工体制調査に関しまして、いろいろ報道がなされているということでございます。現在、関係部局におきまして、全体の事実確認の把握に努めていると伺っております。

監察局といたしましては、報道された以上の情報は把握をしておらないところであります。今後、速やかに関係部局の調査、対応を踏まえた上で、詳細な事実確認の把握、問題点の整理・分析等を行いまして、監察局として適切な対応を取ってまいりたいと考えております。

山田委員

私は、人事課も監察局もこの問題を含めて、先ほど樫本委員からも指摘があったような対応を、県民の疑念払拭のためにきちんとすべきだと思います。

そこで、具体的にも聞いていきたいのですが、先ほど来、新聞報道では、贈答品だけではなく、数万円から10万円程度の金銭の授受というのも出てます。これは当然、立件する上では公訴時効があります。

県の倫理条例上は、そういう時効はないですね。もし過去にでもこういうことがあったとすれば、これは倫理条例に抵触する案件というふうに考えていいのですね。

梅田経営戦略部次長

山田委員のほうから、収賄という報道の公訴時効の関係の御質問だと思います。

収賄罪、いわゆる刑事罰と懲戒処分ということには、刑事罰がなければ懲戒処分ができないという状況ではないということを確認しておるところでございます。

刑事罰に関する公訴時効が成立するか否かにかかわらず、非違行為が認められる以上、これを問責し得ると考えておるところでございます。事実確認がされまして、そういう状況が分かりますと、懲戒処分の対象になると考えてございます。

山田委員

公訴時効に関係なく、こういう非違案件が発見されたらそれは対象になるという答弁でしたね、当然だと思います。公訴時効が過ぎていても、この案件についてはきちんと倫理条例で対応するのは当然のことなんです。

そういう格好でやってもらいたいと思うのですが、こういう贈収賄、また守秘義務違反、新聞報道されているような飲食の接待ということも含めて、一般論としてこういうことがあったら、明らかにこれは倫理条例に抵触する案件と考えていいのですね。

梅田経営戦略部次長

今回の件について、倫理条例に抵触する案件かどうか一般論として御質問を頂いております。利害関係者及び事業者等から贈与を受けることにつきましては、禁止行為とされて

いるところです。禁止行為におきましては、除外される行為というのが規定されておりますけれども、今回報道されております贈答品、金銭の授受に該当する事案でありますと当然、懲戒処分に該当するという状況でございます。

山田委員

当然そういうことですね。先ほど来、話にあった、本来、利害関係者との飲食などは基本的に禁止と、今も梅田次長からそういう答弁もありました。

例外規定があるようではございますけれども、どういう場合が例外になるのですか。

梅田経営戦略部次長

飲食の場合の例外について、御質問を頂いております。

利害関係者と飲食をする場合において、自己の費用を負担して飲食することは、倫理規則におきまして禁止行為の例外と認められている状況でございます。

山田委員

自己負担した場合は、利害関係者であっても禁止行為ではないということですが、この自己負担したかどうかというのは、どう確認するのですか。

梅田経営戦略部次長

自己負担したことの確認についてでございます。

先ほど申し上げました、自己の費用を負担して飲食をする場合でございますけれども、夜間においては、飲食届を提出することになっておりますので、それで確認をするということでございます。

山田委員

夜間においては飲食届を提出すると、そして自分で払ったよというふうなことです。

そうしたら、この5年間で利害関係者との飲食届は、どれぐらい提出されているのかということについて、年度ごとに御報告いただけますか。

梅田経営戦略部次長

飲食届の5年間の提出件数ということで御質問を頂いております。

飲食届につきましては5年間ということでございまして、実績が出ているのが平成28年度が最終でございます。平成28年度が1,334件、平成27年度が1,638件、平成26年度が1,453件、平成25年度が1,308件、平成24年度が1,170件でございます。

山田委員

素朴な質問なんですけど、平成24年度の1,170件からずっと右肩上がりが増えてきているのが、平成28年度に1,334件と大幅に減っているという状況になっているのですけれども、これは仕組みか何かに違いがあったのですか。

梅田経営戦略部次長

平成28年度に飲食届の件数が減った要因について御質問を頂いております。

減少した要因といたしましては、近年、報告漏れということ防止するという観点から、届出の必要がないものまで報告がなされる傾向にあったということから、改めて規則について周知を図ったところ、報告の必要がない届出の提出が減ったためであると認識しております。

山田委員

報告しなくていいものを、しなくていいと徹底したから減ったんだと、よく分かったような分からないような説明で、これも検証していきたいと思うのですけれども、例えば、一番ピークの平成27年度が1,638件ですけれども、これは部局別にはどういう状況が分かりますか。

梅田経営戦略部次長

飲食届の部局別の数字について御質問を頂いているのですが、現在その数字については持ち合わせておりませんので、後ほど御報告したいと思います。

山田委員

後ほど頂けるということで、前へ進めたいと思います。

次に贈答品です。原則受け取らないことにしているということですが、これについては例外があるのですか。

梅田経営戦略部次長

贈答品に関する倫理条例上の例外規定はあるのかという御質問であろうかと思っております。

利害関係者、それから事業者からの贈与等につきましては、禁止行為から除外される行為というのが、規則で規定されております。その除外されている内容の中で、多数が出席する式典・総会等において記念品などの贈与を受けること、職務として訪問した際に提供される物品を使用すること、職務として訪問した際に提供される自動車等を利用すること、多数が出席する式典・総会等において飲食物の提供を受け又は共に飲食をすること、職務として出席した会議において簡素な飲食物の提供を受け又は共に飲食をすること、これらに該当する場合には、贈与報告書を提出することとなっております。

それと、利害関係者の場合も含めてですけれども、広く一般配布の宣伝用品でありますとか記念品については、受け取ることができることとなっております。

山田委員

そうしたら、この贈与報告書についても5年間の推移を御報告いただけますか。

梅田経営戦略部次長

贈与報告書の5年間の状況について、御質問を頂いております。

先ほどと同様に、最新のものが平成28年度というところでございます。平成28年度が

406件、平成27年度が502件、平成26年度が571件、平成25年度が450件、平成24年度が356件、以上でございます。

山田委員

これについても部局別で知りたいので、後で結構ですからお願いしたいと思います。

そして、こういうスキームですが、基本的な倫理条例の本県のスキームは、オールジャパンなのですか、それともオンリーワンとくしまなのですか。

梅田経営戦略部次長

倫理条例が県だけのものかということだと思います。

これにつきましては、基本的には国の法律だったと思いますけれども、それに準拠してつくられているものでございまして、他県においても同様の条例はあると考えております。

山田委員

国のほうからというのは、分かっています。私が聞いたのは、運営面でそれぞれの違いはあるのかと。徳島県の倫理条例には他県にないものがあるのか、全国と同じようなものなのかということです。

梅田経営戦略部次長

全国状況を調査したわけではございませんので、正確ではございませんけれども、基本的には国の法律を基準として考えております。運用もその基準に照らしたような形で行っておりますので、他県と変わりはないと考えております。

山田委員

他県と変わらない、全国ほぼ同じような運用状況と。

この問題で、こんな事件が起こったら当然、先ほど来話が出てます、県民が疑惑の目で県職員を見ると。しかし多くの職員は、当然そんなことに組してないのは当たり前で、それをはっきりさせること。もちろん今、捜査中の案件なのは明らかで、公表することも含めて明らかですけれども、やはりほかはこういうことがないということを、きちんと調査して公表することも重要だと思うんです。

私は、これは人事課というよりは監察局のほうの仕事になるのかと。もちろん連携を取りながら、疑念払拭のためにこの事件を契機に、改めて監察局が中心になって調査をするというぐらいの信頼回復に向けた対応というのが必要だと思うのですけれども、そういうことをこれから考えていくということはあるですか。

近藤監察局次長

今回の事案を受けまして、監察局として全庁的な調査等の必要性についての御質問でございます。

監察局では、これまでも不祥事案が発生した際には、詳細な調査結果を踏まえて、再

発防止等の観点で随時監察でありますとか、定期監察等を実施してまいったところでございます。

現時点におきましては、冒頭、答弁をさせていただきましたように、県土整備部、人事当局のほうで、詳しく本人から事情聴取をすとか、関係者から聞き取り調査等を行っている段階でございます。

今後、全体としての事実関係が判明した時点で、何か問題があるとすればどこに問題があったのか、それを防止するためにはどういうことが必要なのか、そういう観点で今後十分検討して、対応してまいりたいと考えております。

山田委員

多くの県職員は真面目に仕事をされているわけですから、是非ともきちんと対応して、しかし一方で、こんなことが2件目、3件目と、特に贈答品関係ではいろんな声を聞きます。利害関係者からという声も聞くので、やはりこの事件を契機にして、徹底して明らかにしていくという姿勢でなかったら、ボロボロと次から出だしたら、それこそ県の屋台骨自身が揺らぐという問題ですので、今、近藤次長から話があった、きちんとした調査を求めておきたいと思えます。

次に、質問を変えまして、職員マイナンバーの問題についても聞いておきたいと思えます。

実は、徳島県はマイナンバーを全国に先駆けて職員証に利用したんですね。この取組について概要をまず、御報告ください。

梅田経営戦略部次長

マイナンバーカードの職員証への利用についてでございます。

マイナンバーカードにつきましては、行政を効率化する、国民の利便性を高めて公平公正な社会を実現するための社会基盤として、国を挙げて政策的に推進していると認識をしております、県としましても、率先してこの制度の普及・定着化に向けた取組を推進していくという必要があると考えておまして、その取組の一つとして、職員証として活用をしているものでございます。

山田委員

この取組は、今の時点では全国でも例がないと。今の時点というか、これからも出てくるのかと思うのですけれども、この取組の全国状況と併せて、こういうことをしようということは知事からの提案であったのか。それと、今までの経費としてどれだけお金がかかったのかという点についても、御答弁ください。

梅田経営戦略部次長

この取組について、どういう形でということだと思えます。

これにつきましては、当然のことですけれども、マイナンバーカードの利活用を進めていくということを検討していく中で、人事課のほうで考えて提案したものでございます。

職員証をつくるための経費でございますけれども、知事部局、それから企業局、病院局、教育委員会の分も含めまして、162万円の経費を使っております。

山田委員

ほかの県では、実施されている制度なのですか。

梅田経営戦略部次長

他県の実施状況についての御質問だと思います。

他県が実施しているかどうかということについては、確認は取れていないところがございますけれども、本県の取組につきましては、山梨県をはじめ、他の都道府県あるいは市町村から問合せをいただいているという状況でございます。

山田委員

問合せがあったかもしれないけれども、実施されているのは私が知っている範囲では徳島県のみ、オンリーワンとくしまです。それは、マイナンバーについても様々な危惧があるからというふうに思うのですけれども、そうしたら、全職員に対する発行枚数というのは、どれぐらいまできているのですか。

梅田経営戦略部次長

新職員証の発行枚数について御質問を頂いております。

発行枚数といいますか、職員証を新職員証に切り替えた人数ということで言いますと、11月1日時点で1,304名でございます。

山田委員

それは、全体が幾らで、比率でいったらどれぐらいになるのですか。

梅田経営戦略部次長

交付率で申し上げますと、約42%という状況でございます。

山田委員

平成28年1月に、個人番号カードの交付開始という状況ですよね。それから既に長い年月がたってるのに、先ほど言った42%と、半数もいってないという状況です。これはなぜ、そういうふうな状況になっているのかという点と、併せて職員証への活用については当然、任意であると思うのですけれども、その辺の状況も含めてお答えいただけますか。

梅田経営戦略部次長

職員証の活用について御質問でございます。

まず活用につきましては、委員からお話ございましたように、任意ということがございます。任意ではございますけれども、職員証を切り替えていくという方針の下、各職員には協力を依頼しているところでございます。

それと、42%という比率が低いのではないかという御質問でございますけれども、新たな職員証につきましては、平成28年4月から配付を開始したところでございます。この職員証の前には紙の職員証を使っておりまして、職員証全体ですけれども、有効期限が5年ございます。もし、平成27年度に紙の職員証を発行したという職員がいるとすれば、その職員については平成32年度まで、その職員証が使用できるという状況であります。

そうした中、現在は、従来の職員証から新たな職員証の切替えの過渡期であるということとありますので、比率としては42%でございますけれども、順次、従来からの職員証が有効期限を迎えると、新たな職員証への切替えも進んでいくと考えております。

山田委員

そうしたら、任意で、これは強制ではないという答弁もありました。本人がマイナンバーについて、報道されているような様々な危惧があるという場合は、県のほうは新たな職員証を、このマイナンバー入りの職員証ではなく、従来の職員証を出すということも大いにあり得るということですか。

梅田経営戦略部次長

職員証の切替えにつきましては、危惧があると言われている職員もおおりますけれども、今後マイナンバーカードの普及につきまして、その危惧のほうも薄れていくのではないかと考えているところであります。また、その職員証につきましては、カード利便のIT機能を活用して行政事務端末でありますとか、セキュリティ管理区画入出時の本人確認への活用もしているところでございまして、理解は進んでいくと考えております。

ただ、先ほどお話にありましたように、どうしても切り替えたくないという職員につきましては、先ほど申しましたように任意ということでございますので、従来の職員証を発行するというところもあろうかと思えます。

できる限り、新職員証への切替えが進むように、我々としても職員のそういう危惧といいますか、そういう問題を解決して、新しい職員証にできるだけ切り替えていただくように考えているところでございます。

山西委員

私からは、県税についてお尋ねをしたいと思います。

税務課長にお尋ねをいたしますが、現時点で県税の滞納額がいったいどれくらいなのか、現在明らかになっている総額をお知らせいただけますか。

小林税務課長

ただいま山西委員から、県税の収入未済額について御質問を頂きました。

現在、平成29年度の調定と徴収をしておりますので、まず平成28年度の収入未済額の状況と10月末現在での処理状況等について御説明をさせていただきます。

まず、平成28年度でございますけれども、調定額が778億8,000万円余り、それに対する収入が766億2,000万円余りということで、徴収率が平成27年度と比較しまして0.2ポイントアップの98.4%となっております。

最終的な県税の収入未済額は平成28年度時点でございますけれども、対前年度比で2億4,000万円余り減の10億6,900万円余りで平成元年度以降では最大の縮減が図られている状況となっております。

未済額の縮減が図られた主な税目でございますけれども、市町村が賦課徴収をしている個人県民税が2億3,000万円余り減の8億1,900万円余り、未済に占める割合が76.6%、つまり8割弱でございます。次に多いのは、自動車税でございますして1,100万円余り減の8,700万円という状況となっております。

個人県民税と国が徴収しています地方消費税、こちらを除きました県が賦課徴収を行っております県税の収入未済額の状況ですけれども、対前年度比で980万円余り減の2億5,000万円余りという状況となっております。

次に、平成29年10月末現在の状況でございますけれども、平成28年度から平成29年度に繰り越されました収入未済額10億6,900万円が、10月末現在で2億6,000万円余り減の8億900万円余りという状況となっております。

山西委員

徳島県において、現時点において8億円余りの滞納があるということですから、大変大きな額だと思います。

やはり、税の公平性は担保しなければなりませんので、ある意味で、厳しく徴収をしていただかなくてはならないと思っておりますし、現時点でも、徴収率はどんどん良くなってきているので大変頑張ってもらいたいと思うのであります。

現時点において、税収の確保についてどういった取組を行っているのか、お尋ねいたします。

小林税務課長

山西委員から、現時点での取組ということで質問を頂きました。

先ほど、平成28年度の御説明をさせていただきましたので、平成28年度からの話を中心に御説明をさせていただきます。

まず、県の税務職員として、適正に課税された県税については、当然100%徴収を目指さなければならないということは認識はしており、日々徴収の努力を行っておるところではございますけれども、先ほど言いましたように10億円を超える未済が発生したということで、これについては、いわゆる徴収をして上げていかないとという認識を持っています。

この未済の、先ほど言いましたけれども8割を占める個人県民税は、徴収率の向上と未済の縮減が、やはり喫緊の課題であろうと認識をしておりますして、その徴収でございますけれども、委員も御承知のことと思っておりますけれども、やはり市町村、特に町村におきましては、徴収の専任職員はかなり不足しているところもございまして、やはり、滞納整理のノウハウがなかなか承継しづらいようなこともございまして、また小さいところになりますと、やはり住民との距離が近いということもございまして、なかなか滞納処分も難しいという話も聞いております。

そうした中で、県としても、やはり県税の部分もございまして、市町村に対して徴収

の支援という形で取り組んできたところでございます。その支援内容を御説明させていただきますと、県と市町村と一緒に連名で共同の催告書を出す、それから税収の確保と、市町村の税務職員の徴収技術の向上と、そういう滞納整理全般の支援を行うことで、県の税務職員が市町村のほうに併任の形で市町村職員の立場を持ちまして、短期間の3か月間だけ市町村に行って徴収の支援を行う、又は1年間かけて徴収の支援を行うという長期の派遣も行っております。また、市町村から個人県民税を含む個人住民税のほうも滞納事案を直接引き受けまして、県のほうで直接それを徴収をするというふうな形で、支援等を行っておるところでございます。

この結果、先ほど御説明させていただきましたけれども、個人県民税の徴収率につきましては全国平均が95.4%ですが、それを上回る95.7%で、未済の縮減が約2億3,000万円ということで、これにつきましては、平成19年に所得税から個人住民税税源移譲が行われる以前の平成18年度の未済額より少ない8億1,900万円余りという状況となっております。

山西委員

あの手この手で取組をしてくださっているのだらうと思えますし、徳島市とも一部連携をしながらやってらっしゃると思えますが、平成29年度、具体的にどういうふうな取組を行っていかうとしておられるのかお尋ねをしたいと思います。

小林税務課長

山西委員から、平成29年度を取組について御質問がございました。

本県の状況を少し御説明させていただきますと、本県におきましては、先ほど御説明させていただきましたけれども、平成19年度から税源移譲があったということで、現年の課税分、当該年度にする課税分の調定額は1.8倍、収入未済額は2.3倍になってしまいました。未済額が8割を占めるということで、縮減が喫緊の課題であろうという状況になっておりました。

こうした中で、市町村の徴収努力と県と市町村間の連携によりまして、市町村への徴収支援の結果、個人県民税の徴収率は4年連続の増、それから収入未済額につきましては4年連続の減少という状況でございました。

平成26年度ですけれども、この個人住民税をはじめとする地方税の徴収向上対策の調査研究を行うため、県と全市町村が構成員となる徳島県地方税徴収対策連絡会議が設置されました。その連絡会議の中で、構成団体から徴収対策として、県と特定の滞納整理業務を協働して行える仕組みを研究したいというふうな要望がございました。こうした要望を踏まえまして、県のほうで全国における徴収対策を調査した結果、他県において県と市町村の間で相互併任制度を実施した事例がございました。このメリットやデメリットを検証させていただきました。本県においても適用可能と判断したことが今年度でございますけれども、これまでの徴収支援に加えまして、新たに県と市町村間の相互併任制度というものを市町村に活用していただくよう要望をさせていただいたところでございます。

この制度の概要でございますけれども、県と各市町村の特定の税務職員がお互いの自治体の税務職員の身分を併せ持ち滞納整理を行うというものであり、例えば県の滞納事案に

ついて、県の税務職員が中心となって、県の税務職員身分を持った市町村職員と共同で滞納整理を実施すると。逆に市町村の滞納事案についても、市町村の税務職員身分を併せ持った県職員と市町村税務職員が共同で滞納整理を実施していくというふうな制度となっております。現在、3市2町において、この制度を実施しておるところでございます。

山西委員

大変、よく分かりました。今、市町村との連携で相互併任制度を着実にやっているということで、3市2町で取組をしているということでございますが、是非今後、先ほど課長から御答弁いただきましたように、やはり市町村と緊密な連携を図っていくということをポイントに、更に加速をしていただきたい思っております。やはり、県と市町村が連携することで一定の効果を上げていると理解をいたしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、私も役場の職員から聞くのは、先ほど課長からお話ございましたように、比較的小規模の町村は職員にも限界がありますし、なかなかマンパワーが十分ではない。あるいは、ノウハウが十分でないといったところがございますので、県がしっかりと支援をしていく仕組みを、更に構築をしていただきたいと思ひます。

ただ、もちろん税の公平さを担保することは当然重要でありますから頑張っていたきたいと思ひますが、やはりいろんな事情があつて、本当は税金をしっかりと納めたいけれども納められない、いろんな事情の方々も当然いらっしゃいます。そういった方々にも十分配慮しながら、分割で納付をしてもらうとか、あるいはいろんな諸事情に思いを寄せて公平さを担保しつつ事情をくんで、税を徴収していただきたいというふうに思ひます。

その意味では、やはり市町村の職員のほうが住民に近いですから、そういったところは市町村の職員を巻き込んで、しっかりと取組を加速していただくことをお願ひいたしまして、質問を終わらせていただきます。引き続き、よろしくお願ひします。

庄野委員

少し教えてください。この平成30年度に向けた経営戦略部の施策の基本方針について、平成30年度のことが12月の段階で出てくるということで、これから2月議会に向けて、詳しく言ってくれるのかと思うのですが、資料の「カネ」のところ、外部資金等の更なる活用というのはどういうことなんですか。

岡本財政課長

先ほどの基本方針の中で、外部資金等の更なる活用のところで御質問を頂いてございます。これまでも、国の補助金の中でもいろいろ競争的な資金がございますし、様々な団体の競争的な資金もございますので、積極的に先進的な事例をやることなどによりまして獲得に努めてきたところがございます。これらの取組を今後とも更に磨きをかけて、しっかりと取り組んでいくということはもちろんでございます。また近年、クラウドファンディングといった手法も生まれてきており、様々な事業がございますので、どういう事業にやっていくのがいいかということも当然ございますけれども、そういった手法も含めて様々な外部の資金を獲得することによって、効率的・効果的に事業を推進してまいりたい

という内容のものでございます。

庄野委員

自主財源以外の財源という意味でいいのですか、分かりました。

それと、若手タスクフォースからの柔軟な発想を積極的に活用ということで、若手タスクフォースはいろんな場面で、よく本会議などでも言われますけれども、大体どのぐらいの数があって、どのぐらいの課題を何人ぐらいがやられているのか教えてください。

勝川行政改革室長

ただいま庄野委員から、タスクフォースがどれぐらい県庁にあるのかといった質問を頂きました。現時点で私どもが把握している数としましては、57のタスクフォースがあります。課題につきましても、57に近い課題に対して、若手のタスクフォースが今検討を行っているという状況でございます。

庄野委員

憲法の問題とか、いろいろやられていると思うのですけれども、たくさんある割には、我々の目には余り見えてこないという気がします。57もあるということなので、後ほどで結構ですので一覧で教えていただきたいと思えます。

議会のほうでも、どういうふうなことをやられているのかを知っておいて、いろいろ情報をお聞きしたりしながらアドバイスのようなものができたら、もっと前へ進んでいくのではないかという気がします。

中間報告のような、そういう発表みたいなものはやられないのですか。完成型になったら出てくるのですか。

勝川行政改革室長

ただいま、タスクフォースの中間報告について御質問を頂きました。

タスクフォースは今57とお答えさせていただいたのですが、9月議会の一般質問で井川委員長から、タスクフォースをもっとオープンにしていけばというふうな御提案を頂きまして、この11月に県のホームページで、どういったタスクフォースがどういった検討内容をしているのか、それから成果をどういったふうを活用していくのかといったタスクフォースの状況について掲載し、オープンにさせていただいております。

今後、年度末か年度明けになるかもしれませんが、タスクフォースの成果につきましては同様に、ホームページで公表していきたいと考えております。

庄野委員

ホームページを見たら全部あるわけですね、分かりました。また見させてもらいます。

それから、資料の「情報」のところ、昨日の公安委員会関係の委員会でもありましたが、情報というのは、SNSとかいろんな情報がございすけれども、ある意味、情報を出すいろんな所に思い掛けないような反響といいますか、良いことばかりに使われたらいいのですけれども、いろんな犯罪に使われたりすることもあって、十分に注意してい

ないといけないということを、私も言わせてもらいました。

このクロスメディア戦略というのは余り聞き及ばないので、「クロスメディア戦略による広報展開」というのと、「情報ネットワークの強靱化」という、この強じん化を教えてくださいたいと思います。

新田秘書課県政広報幹

庄野委員から、クロスメディア戦略の御質問を頂いております。

クロスメディア戦略とは、ある情報につきまして、一つのメディアばかりでなく複数のメディアで情報発信をしまして、一層効果的な情報発信を行うことをいいます。例えて言いますと、月ごとの広報テーマを定めて、広報紙、テレビ、ホームページとかいろいろな広報媒体でやっていくということでございます。もう一つ例えて言いますと、広報紙の写真では伝えきれないことを、ホームページの動画でカバーしていくとか様々な媒体を用いて効果的に情報発信を行うことをいいます。

桑村電子行政推進課長

「情報ネットワークの強靱化」ということで質問を頂きました。

「情報ネットワークの強靱化」につきましては、県におけるLGWANの災害や停電などの支障発生時における運用停止防止対策に係る取組を考えております。

このLGWANと申しますのは、県、それから市町村で利用している総合行政ネットワークでございまして、ローカル・ガバメント・ワイド・エリア・ネットワークということでLGWANと申しております。

国の外郭団体であります地方公共団体情報システム機構、いわゆるJ-LISが運営しているところございまして、昨今の状況では、マイナンバー関連での自治体間での情報連携、各市町村における住民票などの証明書のコンビニ交付の導入など、LGWANを利用したサービスが増えているところでございます。

このようなサービスの運営によりまして、LGWANの重要さが増してきておりまして、その停止における業務に与えるインパクトが以前に比べて大きくなっているところでございます。これを受けまして、J-LISでは平成29年5月に新たに第4次LGWAN整備計画を公表し、より一層の強じん化を図ることを掲げておりますので、それに対応するものでございます。

庄野委員

クロスメディアというのは、クロスするというような意味で、情報がきちんといろんなところに届くような方策を考えていくようなことだと思いました。

あと、強じん化ということは、余り聞いたことがなかったLGWANということで、情報の言わば漏えいがないようなことをやってくということなんですね。それを平成30年度に新たな機器を入れてやるということですか。

桑村電子行政推進課長

強じん化の取組といたしましては、情報漏えいと言いますよりも、先ほど少し申し上げ

ましたけれども、災害、停電など支障発生時における、そのLGWANの運用停止防止に係る取組ということです。

具体的に申しますと、県と市町村のネットワークをつなぐ集約ポイントというのがございまして、この設置場所につきまして災害等があっても大丈夫なように、地震等の災害対応、非常電源の確保などを図るようにすることをJ-LISが推奨していますので、その対応を図ろうとするものでございます。

庄野委員

これは、南海トラフ地震とか、そういうふうな災害が起こっても情報のネットワークが途切れないように、県と市町村を強じん化していくというふうなことですな、分かりました。

いろいろ聞かせていただきましたけれども、県のホームページもリニューアルしているということも聞いておりますが、ホームページをじっくり見るという機会が少ないものですから、これからは見る機会を多くしたいと。また新たな、いろんな情報発信されているところも見て勉強していきたいと思えます。

西沢委員

少し分かりにくいので、教えてください。資料の「ヒト」働き方改革の上のほう、現状と課題の中で、平成28年度の月80時間超の超過勤務者が過去10年で最大と。

まず、人数と過去10年間でどのぐらいで、どういう推移だったのですか。

梅田経営戦略部次長

長時間超過勤務者の状況について、御質問を頂いております。

今、手持ちの資料としては、平成22年度からの数字になります。平成28年度が718人、平成27年度が653人、平成26年度が599人、平成25年度が422人、平成24年度が504人、平成23年度が443人、平成22年度が462人という状況でございます。

西沢委員

この増えてきた原因は、何でしょうか。

梅田経営戦略部次長

超過勤務の要因について、御質問を頂いております。

超過勤務が増えてきた要因といたしましては、やはり行政需要が増大する中、一方で職員数の削減を進めている状況がございまして、そうした中で、超過勤務が増加傾向になっております。

西沢委員

仕事量が増えて人数が減ってきたと。県は人数を減らすということで、大分前からやっていますけれども、そのおかげでこういう状態と。そもそも分からないのですが、この月80時間勤務というのは、どうやって調べるのですか。タイムカードがあるのですか、そ

れとも何かで調べているのですか。

梅田経営戦略部次長

超過勤務の時間数の確認について、御質問を頂いております。

超過勤務につきましては、パソコンに総務事務システムというシステムを入れておまして、そのシステムに、いつまで超過勤務をするという入力を行います。現在は、その入力した情報について、パソコンのシャットダウンの時間も記録するようにしておりますので、その時間で超過勤務時間が把握できると、委員がおっしゃいましたタイムカードに似たようなシステムになっております。

西沢委員

一つは自己申告と、シャットダウン。これは、忘れて帰ったらずっとそのままですか。

梅田経営戦略部次長

パソコンのシャットダウンを忘れた場合については、そのままの状況が続くと思いますが、超過勤務につきましては、基本的には事前命令でありますので、先ほど申しましたように、いつまで超過勤務をするというのを職員が入力いたします。それと、そのシャットダウンした時刻の管理をしますのです、そこに大きなかい離がある場合は、翌日、管理職がその時間について確認するということをございます。

西沢委員

そこまできちんと時間を調べようという気があるのだったら、タイムカードで上等ではないですか、そうでしょう。あれを一つ置いて、みんなが押していったらいい。前から思っていたのですが、どうしてタイムカードを置かないのかと。会社だったら、自己申告とかではなく誰かがチェック体制を取れるようにしてあるわけですよ。タイムカードとか上司が帰るのを見届けるとか、いろいろやり方はあるでしょうけれども、自己申告では、はっきり分からない。シャットダウンでも分からないというところがありますよね。

でも、月80時間超過勤務はすごいですね。年間の1か月平均が20日ぐらいとすると、1日4時間ぐらい残業するのはすごいですね。労使協定では何時間なのですか。

梅田経営戦略部次長

労使協定の話で御質問を頂いております。万代庁舎につきましては、労使協定の対象外ということになっている状況でございます。

西沢委員

どういう意味で対象外なのか分かりませんが、普通、会社だったら60時間以上超えたら、どこかからお叱りがくるとかいう話がありますよね。これは、なぜ対象外なのですか、もう決まっているのですか。全国一律ですか。

梅田経営戦略部次長

先ほど御答弁させていただいた内容につきましては、全国的に法律で決まっているという状況でございます。

西沢委員

幾ら酷使させても責任はないということですね。でも、やはり幾ら何でも80時間というのは多すぎますよね。平均したら60時間でも1日3時間でしょう。それでも多いという気がします。

育児休業を取る職員も多くなってきて、多分そういうことも影響して段々、時間が増えてくると。できるだけ庁内にいて仕事をしてくれるという状態をつくらないといけないと思いますが、よく言う庁内保育所みたいなものができたら、来れる人は来るでしょうね。そんなことは考えているのですか。

梅田経営戦略部次長

西沢委員から、庁内保育所を考えたことがあるかという御質問でございます。

委員がおっしゃいますように、やはり職員の中には、小さな子供を育てている職員でありますとか、親の介護、家族の介護を行っているという様々な事情を抱えている職員がいることは、我々も認識しております。

そうした中で、先ほどお話いただきましたように、職員数を3,000人体制に向けて取り組むという中で、そうした職員を含めまして全ての職員がそれぞれの能力を発揮できる環境というのを整えていく必要がある、県庁全体の組織効力を強化していく必要があると考えております。

そうしたことから、家庭と仕事の両立を支援するというところで、特定事業主行動計画を作成したり、知事をはじめ幹部職員による、とくしま・イクボス宣言の実施をしたり、様々な取組を進めております。今年度におきましては、先ほどお話いただきました超過勤務を縮減する、また職員の休暇の取得を促進する働き方改革の取組ということで、働き方推進方針を定めまして、各部局で働き方改革宣言をしていただいております。

また、新しい働き方ということで、子育て、あるいは介護の職員が働きやすい環境ということで、在宅勤務でありますとか、サテライトオフィス、モバイルワークという、いわゆるテレワークを平成26年度から展開しております。平成30年度においては、在宅勤務のほうを本格化していきたいと考えてございます。

西沢委員

確かに、そのためにテレワークというのは分かります。でも、先ほども私が言ったように、テレワークもどれだけ仕事をしているかというのは分かりませんよね。仕事の効率とか、いつまで何時間きちんとやっているかというのは、自己申告みたいなものですよね。先ほどのパソコンのシャットダウンとかもあるでしょうけれども、やはり仕事というのは、みんながいる中であるほうが、みんなが見てますから効率がいいように思います。

こういう月80時間超過勤務をどうにかしよう、減らそうといったら、当然ほかに、しわ寄せがいく可能性が高い。結局、仕事量は決まっている。職員の数は、もう最近では減らしてないのですか。前は、幾ら減らすというのを目標としていましたけれど、まず職員の数

が問題ですから。何年ぐらい前から、どうなっているのですか。

梅田経営戦略部次長

職員数について、御質問を頂いております。

現在の職員数は3,101名でございます。一般行政部門も3,000人体制を目指すということで現在、取組を進めております。従前のように、大幅な職員数の削減はやっていないところでございますけれども、やはり総人件費の抑制でありますとか、財政状況が決して豊かな状況ではない苦しい状況が続いているということがございますので、その3,000人体制を目指して現在も進めているという状況でございます。

ただこれは、目標とすべき将来像ということで3,000人体制を示してございまして、今すぐそういう体制をとるというところではございません。最近では、緩やかな削減ということで取り組んでございますけれども、やはり財政状況等を考えますと総人件費の抑制の観点から、その方向を目指してまいりたいと考えてございます。

西沢委員

少し前までは、減らすことが第1目標だったかと。その中で、個人の仕事量がかなり窮屈になると、当然ながらそうなりますよね。仕事量が仮に同じだったとしたら、個人の仕事が増えてくるのは人数が減るから当たり前ですよ。それが今しわ寄せがきて、月80時間以上の超過勤務が何人とか、たくさん出てきている所もあると思います。後100人ぐらい減らそうというようなことよりも、先に個人個人の仕事を超過勤務を少なくしてできるんだと、そういうことを考えた中で職員数を減らしていくという順番を取らなかったら、今まではちょっと違うかったような気がします。

この反省も見ながらという話になっているかも分かりませんが、テレワークとかいろいろやり方があると思いますけれども、テレワークをやった中で、逆に効率が悪かったとしたら、余計に人間を増やさないといけないことが始まります。テレワークがいいのか悪いのか、効率がどうなるのか、やってみないと分からないところがあると思います。

そういうことよりも今、人工知能で仕事量を減らしていっています。これは多分、数年以内には、かなり前を向いてくると思うんです。県のほうも、そういうことの中で、個人個人の仕事を減らしていくことも考えていけないと私は思うのですけれども、こういうことは今、検討していますか。

勝川行政改革室長

県におきましても、A I等、行政分野に活用して県民サービスの向上や業務の効率化を通じた働き方改革につなげていくため、今年度、他部局においてではありますが、阿波おどり期間中、会場はどこにあるとか、おいしいものはどこといったよくある質問にA Iが即時回答する、阿波おどりF A Qサービスの実証実験であるとか、知事の定例記者会見でも、発言内容をA Iを使って要約する実証実験に取り組んできたところでございます。

経営戦略部におきましても、平成30年度の施策の基本方針に記載をさせていただきました。全庁に共通する事務につきまして、A I等を活用して更なる業務の効率化に取り組んでまいりたいと考えております。

西沢委員

聞きましたら、弁護士もA Iになるとかいう話がありますから、かなりいろんなことができるのではないかと思います。それは早急に、できるところから手を付けていって、個人個人の働く時間が過度にならないように、そういうことを気を付けていったほうが効率がいいかと思います。是非そういうことを前向きに取り組んでほしいと思います。

井川委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました経営戦略部・監察局関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、経営戦略部・監察局関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号，議案第6号，議案第10号，議案第30号，議案第31号

以上で、経営戦略部・監察局関係の審査を終わります。

午食のため、休憩いたします。（12時12分）